

療養費の対象と  
ならない場合

単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労

慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用

脳疾患後遺症などの慢性病

症状の改善のみられない長期の施術  
（内科的要因も考えられるので、医師の診察を受けましょう）

保険医療機関で同じ症状（部位）の治療を受けているとき

※療養費の対象とならない場合は不支給となります。

療養費の対象と  
なる場合

急性または亜急性の外傷性のケガによる捻挫、打撲、挫傷（肉離れを含む）

骨折・脱臼（応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です）

負傷原因がはっきりしている骨・筋肉・関節のケガや痛み



接骨院・整骨院の  
正しいかかり方

接骨院・整骨院で施術をする柔道整復師は医師ではないため、血液検査やレントゲン、薬の処方等の医療行為を行うことができません。また、「各種保険取扱」と書かれていても保険給付の療養費の対象となる場合とならない場合があります。負傷の原因を正確に伝え、正しくかかりましょう。

Q & A

**Q** フットサルをして骨折をしました。整骨院で治療を受けられますか？

**A** 応急手当をする場合に限り療養費の対象となりますが、病院へ行き、医師の治療を受けることが必要です。後療について医師が整骨院での施術に同意した場合は、療養費の対象となります。ただし、医療機関で同一の部位に対して治療を行っている場合は、接骨院・整骨院での施術は療養費の対象なりません。

**Q** 変形性膝関節症と診断されています。症状がよくなるので通院をやめ、整骨院にかかりたいのですが、療養費の対象となりますか？

**A** 変形性膝関節症や関節リウマチ、五十肩、神経痛等、外傷性ではない疾患による痛みや、交通事故の後遺症の痛み、原因不明の痛み等の場合、接骨院・整骨院での施術は療養費の対象なりません。

**Q** 長年のデスクワークで肩こりがひどいので、整骨院にかかりたいのですが、療養費の対象となりますか？

**A** 日常生活の疲れや加齢による慢性的な肩こりは、療養費の対象なりません。